

斜里町「一時保育事業」等 利用料助成制度について

「保育の必要性がある」にも関わらず待機児童等となっている児童が町内の幼児教育・保育施設の一時預かり事業等を利用した場合、保護者に対しその利用料の一部を助成します。



○助成対象者

○次のいずれも満たす方

- ・斜里町に居住している方
- ・斜里町から「2号」又は「3号」の教育・保育給付認定を受けている児童の保護者
- ・保育園（所）や認定こども園の申込をしているが「入所保留」とされている児童の保護者

○対象経費

○令和5年7月1日以降、以下の事業を利用するために必要とした利用料

- ・斜里町立保育園の「一時保育事業」
- ・認定こども園大谷幼稚園の「一時預かり事業」

※保育教材等の実費負担経費は対象外です。（給食費・おやつ代は対象経費とします。）

※在園児以外の利用に限ります。

○助成金額

○対象児童1人あたりの助成金の月額上限額は以下のとおりです。

- ・2号認定子ども・・・37,000円/月
- ・3号認定子ども・・・42,000円/月

※年齢は当該年度当初年齢をいいます。

※世帯の所得制限はありません。

※保育教材等の活動のための実費負担経費は対象外です。

○申請方法

- ・申請書に必要な書類を添付し町に申請してください。
- ・月ごとにまとめ、利用した年度の末日（3月分は4月15日）までに申請してください。

※複数月の利用分をまとめて申請できます。

※期限を過ぎた申請は対象となりませんのでご注意ください。

[添付書類]

- ① 「入所保留通知書」（手元にない場合は町にお問合せください。）
- ② 「領収書」（支払い額がわかる書類）
- ③ 振込先口座のわかる書類



詳しくはホームページで！

問合わせ・申請先：斜里町民生部児童育成課児童育成係
TEL 0152-26-8315 / 役場庁舎1階4番窓口